

第3回 公共サービス改革委員会

平成20年4月11日（金）午前10時～
本館4階全員協議会室

次 第

- (1) 開 会
 - ・ 会長あいさつ

- (2) 委員会の進行について
 - ・ 本日の会議内容及び進行

- (3) 公共サービス改革委員会の所掌及びスケジュール
 - ・ 【資料】公共サービス改革委員会について
 - ・ 【資料】公共サービス改革委員会開催スケジュール

- (4) 指定管理者の選定について
 - ・ 【資料】大野城市指定管理者選定ガイドライン

- (5) 公共サービスにおける民間活用のあり方について
 - ・ 民間活用を行う上で必要と思われる評価の視点
 - ・ 公共施設利用で感じること（開館時間、サービス等）
 - ・ 民間でもできるのではないかと考える公共サービス

- (6) 閉 会
 - ・ 事務局あいさつ

公共サービス改革委員会について

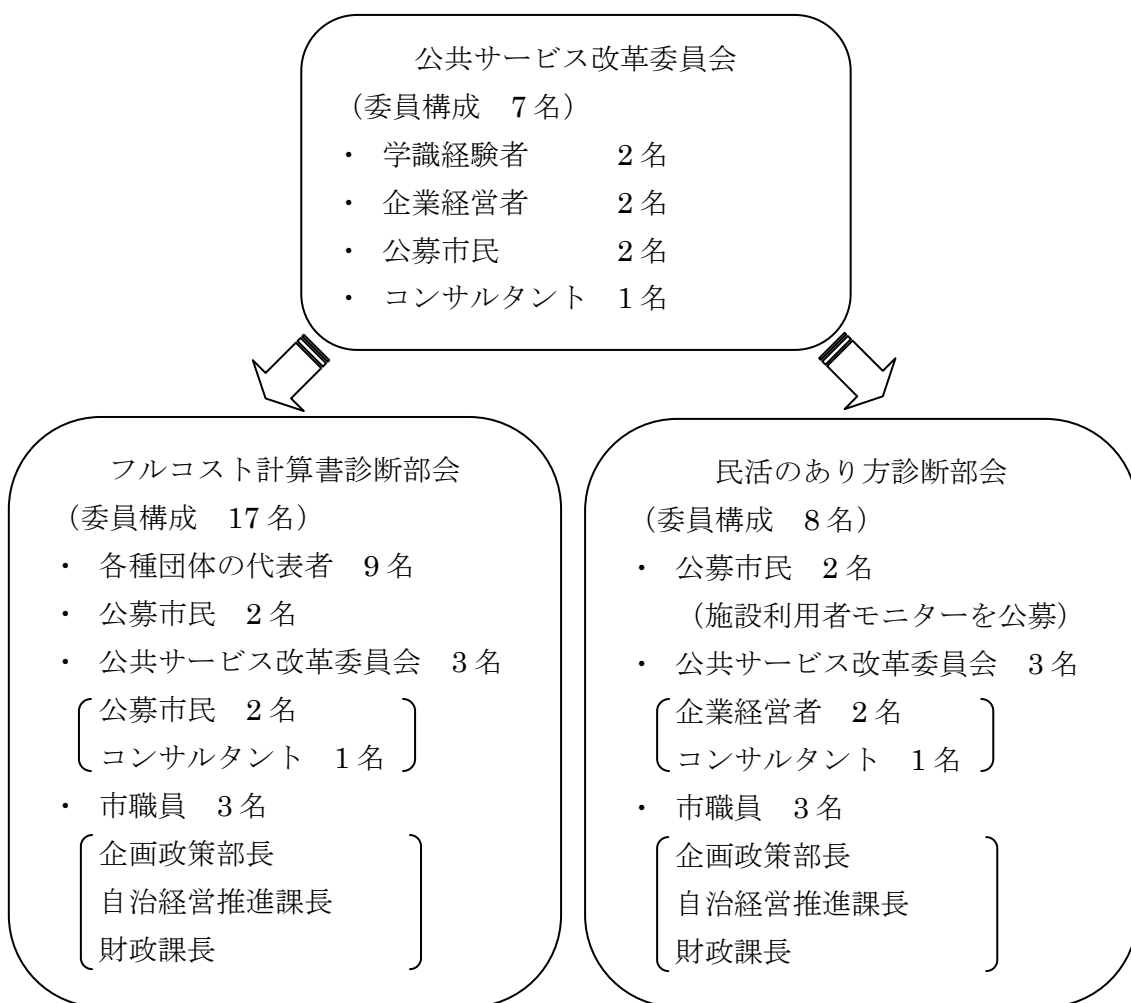
1 目的

行政改革推進委員会、フルコスト計算書事後評価委員会、指定管理者選定委員会等多岐に渡っている行政改革に関する委員会を、公共サービス改革委員会の中に集約し、一体的な第三者評価を実施することで、行政サービスの質の向上及び行政経営の効率化を図る。

2 公共サービス改革委員会の構成及び所掌

公共サービス改革委員会は、公共サービスDOCK事業に関することを総理することとし、財務の視点からの評価であるフルコスト計算書診断と、業務プロセスからの評価である民活のあり方診断については、その特性に基づいた専門部会を設置することとする。

【構成】



公共サービス改革委員会開催スケジュール

年月	公共サービス改革委員会	フルコスト計算書診断部会	民間活用のあり方部会
20年4月	第1回 【事務分掌・スケジュール】		
20年5月			
20年6月	第2回 【総合窓口総括説明】		第1回 【評価シートに係る診断】
20年7月		第1回 【ヒアリング事前説明会】 【ヒアリング（5回程度）】	
20年8月	第3回 【部会の経過報告】 【福祉業務フロー説明】		
20年9月			
20年10月		第2回 【ヒアリング結果報告】	第2回 【指定管理者選定委員会開催】
20年11月	第4回 【フルコスト計算書診断報告】 【指定管理者選定結果報告】 【初期診断の概要説明】		
20年12月			
21年1月	第5回 【初期診断実施】		第3回 【補助金の評価シートに係る診断】
21年2月			
21年3月	第6回 【総括報告】		
21年4月			

大野城市指定管理者選定ガイドライン

平成20年4月
自治経営推進課

目 次

1	指定管理者の概要	3
2	公の施設とは	4
3	指定管理者の範囲	4
4	前回の反省点	5
5	指定管理者導入に係る規定整備	5
6	公募・非公募	5
7	指定の期間	6
8	募集	6
9	申込書類	7
10	選定	7
11	選定基準	7
12	選定結果の通知及び情報の公開	7
13	指定	8
14	債務負担行為の設定	8
15	協定の締結	8
16	事業報告	8
17	第三者評価	9
18	指導・調査・指示	9
19	指定の取消・管理業務の停止	9
20	スケジュール	10

1 指定管理者の概要

指定管理者制度は、「地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号）」（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）において、従前の管理委託制度を廃止して導入された。

指定管理者制度とは、公の施設の管理に民間の能力を活用することで、住民サービスの質の向上及行政コストの縮減を図ることを目的に、NPO 団体、民間事業者等を含めた地方公共団体が指定する法人その他の団体に、施設の管理運営を任せる制度である。

※ 指定管理者制度と管理委託との相違点

	指定管理者制度	管理委託（従来）
受託主体	法人その他の団体 ※法人格は必ずしも必要ではない	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人（1/2 以上出資等）に限定
法的性格	行政処分 ※管理者の指定は、法的手続きであり、契約にはあたらない（入札対象外）	委託契約
指定管理者（管理受託者）を選ぶ手続き	条例 ※管理者選定に関する手続きを条例で定める	地方自治法に定める契約手続き
指定管理者（管理受託者）の決定	議会の議決を経て決定 ※管理者の指定は、施設ごとに議会の議決が必要	議会の議決は不要
指定（管理委託）期間	長期設定が可能 ※管理者の指定は、施設ごとに議会の議決が必要	単年のみ
公の施設の管理権限	指定管理者が有する ※「管理の基準」、「業務の範囲」は条例で定める	市（設置者）が有する
①施設の利用許可	実施可能	実施不可
②利用条件の設定	実施不可 ※市（設置者）が条例で定める必要がある	実施不可
③不服申立に対する決定、行政財産の目的外使用の許可	実施不可	実施不可
事業報告	事業報告書（年度毎）	業務完了届（年度毎）
公の施設の設置者としての責任	市	市
利用料金	採用できる	採用できる
罰則等	指定取消、管理業務の停止命令	債務不履行に基づく契約解除

2 公の施設とは

公の施設とは、地方自治法 244 条に「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」と規定されており、以下の要件を満たすものである。

- (1) 住民の利用に供するもの
- (2) 住民福祉を増進する目的をもって設けるもの
- (3) 地方公共団体が設けるもの
- (4) 物的施設であること

大野城市における「公の施設」

区分	指定管理者 (68 施設)	直営 (22 施設)
レクリエーション ・スポーツ施設	大野城総合公園 赤坂・旭ヶ丘テニスコート (2 施設) 大野城いこいの森	北市民プール
文教施設	大野城まどかぴあ 公民館・集会所 (30 施設)	
基盤施設		コミュニティセンター (4 施設) 市営住宅 (2 施設) 錦町自転車駐輪場
医療福祉施設	大野城ファミリー交流センター 大野城いこいの里 大野城高齢者生きがい創造センター 大野城デイサービスセンター (3 施設) 大野城市障害者きょうどう作業所 老人憩いの家 (26 施設)	すこやか交流プラザ 保育所 (3 施設) 留守家庭児童保育所 (10 施設)

※ 小中学校 (15 施設)、市庁舎については、個別の法律において、管理主体が限定されているため、上記の表中に表していない。

3 指定管理者の範囲

指定管理者の範囲については、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。」と規定されているように、特段の制約を設けず、出資団体に限られない民間事業者も議会の議決を経て指定管理者とされている。

個人を指定管理者として指定することはできないが、一定の団体であれば法人格は必要ない。

4 前回の反省点

(1) 準備期間の不足

指定管理者の選定を行う準備期間が十分でなかったため、施設における管理運営上の課題やその解決策の整理ができなかった。

(2) 特命による従前団体の指定

前回指定管理者を導入した 68 施設のうち、公募は 2 施設のみで、その他の施設は、従前の管理委託制度による委託団体を、そのまま指定管理者として指定したことから、指定管理者導入のメリットであるサービス水準の向上及び管理コストの削減を図ることが出来なかった。

(3) 透明性の不足

前回の選定を行った「大野城市指定管理者選定委員会」は、行政職員のみで構成された委員会だったことから、選定方法及び選定過程の透明性が不足していた。

5 指定管理者導入に係る規定整備

「地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号）」では、第 244 条の 2 第 4 項に、指定管理者の指定の手續・指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を、条例で定めるよう規定している。

なお、設置条例及び施行規則に記載する事項は、下記の記載例を踏まえて施設所管課が定める。

<p>【記載例】 設置条例 <規定内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者に施設管理を行わせることができる旨の規定 ・ 管理基準（開設・開館時間・休館日、休日の制限に関する事項等 ・ 管理業務の範囲(施設の維持管理、事業内容、使用承認等) ・ 利用料金 	<p>【記載例】 施行規則 <規定内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定の手續 ・ 申請方法、選定基準 ・ 事業報告書の作成及び提出 ・ 事業報告の聴取等 ・ 指定の取消等 ・ 原状回復義務
---	--

6 公募・非公募

指定管理者の選定については、原則公募で行う。ただし、以下の事項に該当するものについては、特命による選定を行うことを可とする。

なお、特命により指定管理者を選定する場合は、市民に対して十分な説明責任を果たす必要が求められるので、特命の必要性と効果・効率性を検証し、説明できるようにしなければならない。

- (1) 本市のコミュニティ構想に即した市民の協働を推進するコミュニティ施設
- (2) 公共サービス改革委員会（民間活用のあり方部会）において、高い評価を得ている施設
- (3) 外郭団体が指定管理者となっている施設で、当面指定を継続することが適当な施設
- (4) 公募を行っても応募する事業者がなかった施設

7 指定の期間

指定の期間は、指定管理者制度の趣旨を十分に活かせるよう、競争性の確保、各施設の設置目的、利用者の状況、サービスの継続性や安定性を踏まえ、3～5年を原則とする。

なお、当初導入時に指定管理者を3年としたものであっても、「人材の確保や育成が必要な場合」、「ソフト事業や自主事業の充実が必要な場合」等にあっては、指定期間を5年とすることができる。

8 募集

- (1) 指定管理者の募集（公募）は、市広報及びホームページへ掲載する。
- (2) 指定管理者の募集要項は、下記の募集例を踏まえて定める。

【募集例】

- ① 施設名称・規模・施設内容
 - ② 開館時間
 - ③ 休館日
 - ④ 指定管理者が行う業務の範囲及び基準
 - ⑤ 指定の期間
 - ⑥ 法令等の規定
 - ⑦ 応募資格
 - ⑧ 応募窓口
 - ⑨ 応募期間
 - ⑩ 事業計画等の提出書類
 - ⑪ 説明会の有無
 - ⑫ 応募方法
 - ⑬ 選定方法
 - ⑭ 利用料金制の有無等
 - ⑮ 情報公開、個人情報保護の取扱
 - ⑯ その他必要事項
- (3) 募集期間については、指定管理者となることを希望する団体が十分に検討できる期間を設定する。

9 申込書類

申込書類は、下記の申込書類例を踏まえて定める。

【申込書類例】

- ① 事業計画書
- ② 申込資格を有していることを証する書類
- ③ 収支計画書
- ④ 経営状況を説明する書類
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

10 選定

指定管理者の選定は、「大野城市公共サービス改革委員会設置要綱」に規定する大野城市公共サービス改革委員会で行う。

公共サービス改革委員会は、あらかじめ定める11の選定基準に基づき、管理運営に最も適した指定管理者を選定する。

特命による選定の場合であっても、公共サービス改革委員会の選定を経ることとする。

1.1 選定基準

施設の種類に関わらず、以下の事項を共通の選定基準とする。

- ① 市民の平等な利用が確保されていること
- ② 施設の効用を最大限発揮できるものであること
- ③ 施設の適切な維持及び管理経費の縮減が図られるものであること
- ④ 施設の管理を安定して行う人員、資産等の経営能力を有していること
- ⑤ 市民にメリットがある（地域に貢献する）サービスの向上を図れる能力を有していること
- ⑥ その他必要な選定基準

1.2 選定結果の通知及び情報の公開

選定結果は、応募者全員に通知する。

また、透明性の確保の観点から、以下の事項について公開する。

- ① 施設名
- ② 選定された団体名
- ③ 指定の期間
- ④ 選定基準及び配点
- ⑤ 採点結果（選定された団体のみ）
- ⑥ 選定理由

1.3 指定

指定管理者の指定は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、施設の管理業務を開始する前に、以下の事項についての議決を受ける必要がある。

- ① 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
- ② 指定管理者となるべき団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名
- ③ 指定の期間

なお、指定管理者の議決時期は、その後の事務引継ぎ、協定書締結に係る協議等の期間を考慮して行う。

1.4 債務負担行為の設定

指定管理者制度を導入する施設で、指定管理者の指定により、複数年度にわたる管理費用の支払債務を負担する時は、債務負担行為の議決が必要となる。

債務負担行為に係る予算の提出時期は、債務負担行為額の限度額を積算しなければならないこと等を考慮し、原則として、被選定者を特定し、業務内容等を事実上確定させた後の指定議案を提出する議会とする。

1.5 協定の締結

指定管理者の指定後、管理に係る細目的事項及び本市が支払うべき施設管理料の額等を定めるため、本市と指定管理者で協定を締結する。

指定期間内における全体的事項については、基本協定で定め、指定管理料の金額及びその支払時期等、年度毎に特に定めておくべき事項については、年度協定で締結する。

なお、基本協定書、年度協定書については、原則として、指定管理者標準協定書【別添1】を使用する。

1.6 事業報告

指定管理者は、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づく事業報告を、以下のとおり行う。

- (1) 提出期日
毎年5月31日（休日の場合、直近の月曜日）
- (2) 提出書類
 - ① 事業報告書【別添2】（指定管理者作成）
 - ② 施設の管理運営に関する評価シート【別添3】（施設所管課作成）
 - ③ その他市長が必要と判断した資料

- (3) 提出方法

施設所管課は、上記の提出書類をとりまとめ、提出期日までに自治経営推進課

行政経営担当へ提出する。

1.7 第三者評価

事業内容の第三者評価は、「大野城市公共サービス改革委員会設置要綱」に規定する公共サービス改革委員会（民間活用のあり方部会）で行う。

公共サービス改革委員会（民間活用のあり方部会）は、指定管理者及び施設所管課が作成した事業報告書及び評価シートを基にサービス内容をチェックし、業務内容に関する改善提案（診断）を行う。

また、公共サービス改革委員会（民間活用のあり方部会）は、事業報告の内容について、施設所管課からヒアリングを行うことができる。

1.8 指導・調査・指示

施設所管課は、1.6の事業報告及び1.7の第三者評価を踏まえ、指定管理者に対し、指導・調査・指示を行う。

1.9 指定の取消・管理業務の停止

市は、指定管理者が市長の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を命ずるものとする。

【指定の取消・管理業務の停止に関する例】

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき
- (2) 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき
- (3) 条例、条例施行規則又は協定に定める規定に違反したとき
- (4) 申込資格を失ったとき
- (5) 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- (6) 団体の経営状況悪化等により業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき
- (7) 組織的な非違行為が行われていた場合、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- (8) 管理業務が行われないとき

これらの事由に該当する場合は、当該事由の重大性、当該事由が発生した原因（正当事由の有無）、処分を行った場合のその施設の運営と市民に対する影響の大きさ、他の指定管理者に対する措置との公平性等との観点から、以下の事項について検討し、公平・適切な処分を行う。

- ① 取消等の処分の要否
- ② 処分の程度（指定取消、業務全部停止、業務一部停止）

- ③ 処分の時期
- ④ 処分を行った後の施設の管理方法

20 スケジュール

年月	議会手続	施設所管課	自治経営推進課
20年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者に対する事業報告書作成依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営会議（全体説明） ・施設所管課対象説明会 ・指定管理者検討委員会開催 ・民間活用ガイドライン ・指定管理者選定ガイドライン
20年5月		<ul style="list-style-type: none"> ・評価シート作成 ・事業報告書、評価シートを自治経営推進課へ提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共サービス改革委員会（民間活用のあり方部会）設置
20年6月			<ul style="list-style-type: none"> ・公共サービス改革委員会（民間活用のあり方部会）開催 ・評価結果公表
20年7月		<ul style="list-style-type: none"> ・募集準備（要項、広報等） ・選定基準作成 	
20年8月		<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の募集 ①広報 ②要項揭示 ③説明会、質問受付及び回答 	
20年9月		<ul style="list-style-type: none"> ・申請書受付（書類チェック） 	
20年10月		<ul style="list-style-type: none"> ・結果通知、告示 ・協定書作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者選定委員会開催 ・指定管理者の選定
20年11月		<ul style="list-style-type: none"> ・指定議案作成 ・債務負担行為議案作成 ・仮協定締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営会議（選定結果報告）
20年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の指定（議決） ・債務負担行為 		
21年1月		<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結 	
21年2月		<ul style="list-style-type: none"> ・（指定管理者間の事務引継） 	
21年3月			
21年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者による管理運営開始 	

大野城市

<http://www.city.onojo.fukuoka.jp/>

〒816-8510

福岡県大野城市曙町二丁目 2 番 1 号

TEL092-501-2211 (代表)

(所管課)

企画政策部自治経営推進課

jks@city.onojo.fukuoka.jp/

TEL092-580-1806 (直通)